

局所排気装置の計画・届け出に関する関連法令抜粋

労働安全衛生法【第22条】

事業者は、次の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

- 1 原材料、ガス、蒸気、粉じん、酸素欠乏空気、病原体等による健康障害
- 2 放射線、高温、低温、超音波、騒音、振動、異常気圧等による健康障害
- 3 計器監視、精密工作等の作業による健康障害
- 4 排気、排液又は残さい物による健康障害

労働安全衛生法【第88条】(計画の届け出)

事業者は、機械等で、危険若しくは有害な作業を必要とするもの、危険な場所において使用するもの又は危険若しくは健康障害を防止するため使用するもののうち、厚生労働省令で定めるものを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとするときは、その計画を当該工事の開始の日の三十日前までに、厚生労働省令で定めるところにより、労働基準監督署長に届け出なければならない。

労働安全衛生規則【第85条】(計画の届け出等)

法第88条第一項の規定による届け出をしようとする者は、様式第二十号による届け書に次の書類を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

労働安全衛生規則【第86条】

別表第七の上欄に掲げる機械等を設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする事業者が法第八十八条第一項の規定による届け出をしようとする時は、様式第二十号による届出書に、当該機械等の種類に応じて同表の中欄に掲げる事項を記載した書面及び同表の下欄に掲げる図面等を添えて、所轄労働基準監督署長に提出しなければならない。

労働安全衛生規則【第88条】(計画の届け出をすべき機械等)

法第八十八条第二項の厚生労働省令で定める機械は、法に基づく他の省令に定めるもののほか、別表第七の上欄に掲げる機械等とする。

労働安全衛生規則【別表第七】(機械等の種類)

- | | |
|----|--|
| 十三 | 有機則第5条又は第6条の有機溶剤の蒸気の発散源を密閉する設備、局所排気装置、プッシュプル型換気装置又は全体換気装置 |
| 十四 | 鉛則第二条、第五条から第十条まで及び第十七条から第二十条までに規定する鉛等又は焼結鋼等の粉じんの発散源を密閉する設備又は局所排気装置 |
| 十八 | 特定第二类物質又は特化則第二条第一項第五号に掲げる管理第二类物質のガス、蒸気又は粉じんが発生する屋内作業場に設ける発散抑制の設備 |
| 二四 | 粉じん則第四条又は第二十七条第一項ただし書きの規定により設ける局所排気装置又はプッシュプル型換気装置 |

罰則規定

労働安全衛生法【第122条】

法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用者その他の従業員が、その法人の業務に関して、第116条、第117条、第119条又は第120条の違反行為をした時は、その行為者を罰するほか、その法人に対しても、各条の罰金刑を科する。

労働安全衛生法【第119条】

次の各号のいずれかに該当する者は、六ヶ月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(中略)第22条